

津山市立小中学校長 殿

夏季休業期間の短縮等について

津山市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

このことについて、次のとおりに対応することといたします。
つきましては、教職員、保護者等へ周知願います。

1 本年度の夏季休業期間

- (1) 8月1日(土)～8月16日(日)の16日間とする。
(学校閉庁日：8月7日(金)～16日(日))
- (2) 1学期終業式は7月31日(金)、2学期始業式は8月17日(月)とする。
※ 期間の変更に伴い、津山市立学校管理規則を改正する。

2 授業を実施できなかった日数

臨時休業期間 4月20日(月)～5月19日(火)
→授業を実施できなかった日数合計 18日間
※ ただし、例年は各学校とも4～5月にかけての家庭訪問等は、それぞれ3～4日程度を午前中のみ短縮授業日としており、これを考慮すると授業を実施できなかった日数は実質16～17日間程度になる。

3 授業日数の確保

- (1) 臨時休業日の代替期間
7月20日(月)～7月31日(金)(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
8月17日(月)～8月26日(水)(" ")
→代替期間の授業日数合計 16日間
※ さらに、例年は数日間を午前中のみ短縮授業としている1学期最終週を終日授業日とするほか、今後の学校行事等の準備期間の短縮等を検討し、学習保障に努める。
- (2) 原則として、代替期間の授業日は終日とし、給食を実施する。なお、時程は授業時数確保の状況を踏まえ、各学校の裁量とする。
- (3) 土曜日授業は実施しないこととする。再度の臨時休業の場合には実施を検討する。

4 代替期間の授業実施に当たっての留意事項

- (1) 新しい学校生活様式を徹底するとともに、3密(密閉・密集・密接)を回避する教育環境に努める。
- (2) 適度な換気をしながらのエアコン使用やこまめな水分補給により熱中症を防止するなど、児童生徒の健康状態に十分気をつける。
- (3) 授業時数の確保のみにとらわれず、児童生徒の習熟の状況を踏まえた授業の計画を行う。
- (4) 補充学習や個別学習による「学び直し」を重視し、学力の定着を図る。

5 その他

- (1) 延期となっている学校行事等については、実施のあり方等を工夫しながら、再検討する。
- (2) 部活動については、引き続き、熱中症予防や3密回避の対策を講じた上で、実施する。週休日等の活動や対外試合、合同練習等の実施は、6月13日(土)以降とする。